

児童扶養手当制度のご案内



児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない、18歳に達した年度末までの児童を養育している家庭（ひとり親家庭）を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給される手当です。

◆支給月額（平成22年4月現在）

▷児童1人の場合＝41,720円～9,850円（※平成23年度から、全国消費者物価指数の実績値に伴い、支給額は、41,550円～9,810円に変更されます）

▷第2子加算＝5,000円

▷第3子以降の加算＝児童1人につき3,000円

※請求者本人と、同居の親族（扶養義務者）の所得により支給額を決定します（所得限度額を超えると手当は支給されません）。また、毎年8月に前年所得を確認するため「現況届」を提出していただき、支給額を見

直します。

◆支給方法

原則、年3回（4月・8月・12月）、前月までの4カ月分を指定した金融機関の口座へ振り込みます。

◆請求方法

申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。請求する方の事情により必要書類が異なりますので、福祉課で確認してください。

◆請求できない方

- ▷平成15年4月1日時点で離婚などの支給要件に該当してから5年を経過している母親または養育者
- ▷公的年金などを受給している方
- ▷事実上婚姻関係と同様の事情にある方 など

問い合わせ 福祉課障害・給付係（内線155）

平成
22年度

市消防団活動 写真コンクール

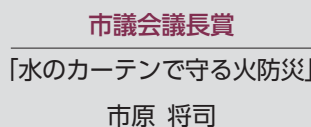
作品展示

市役所ロビー	3月1日(火)～10日(木)
セラトピア土岐	3月12日(土)～19日(土)
道の駅 志野・織部	3月21日(月)～31日(木)
道の駅 どんぶり会館	4月2日(土)～4月12日(火)



市長賞

「土岐市消防音楽隊の活躍」
鴨下 郁夫



市議会議長賞

「水のカーテンで守る火防災」
市原 将司



消防協会長賞

「土のう作り女子団員も頑張ったよ」
千秋 澄子



消防長賞

「堂々の行進」
青山 政男



平成22年度市消防団活動写真コンクールの表彰式が、2月26日(土)に市北防災センターで行われました。水防訓練や消防出初式など、市消防団の1年間の活動風景を撮影した作品を募集したこのコンクールには、29人の方から69作品の応募があり、審査の結果、市長賞には鴨下郁夫さんの「土岐市消防音楽隊の活躍」が選ばれました。

入賞者は次の皆さんです。（敬称略）

- 市長賞 「土岐市消防音楽隊の活躍」鴨下郁夫（多治見市）
 - 市議会議長賞 「水のカーテンで守る火防災」市原将司（肥田町）
 - 消防協会長賞 「土のう作り女子団員も頑張ったよ」千秋澄子（肥田町）
 - 消防長賞 「堂々の行進」青山政男（瑞浪市）
 - 消防友の会長賞 「さむいけど頑張ったよ」米山志づ子（泉町）
 - 危険物安全協会会長賞 「一斉放射」伊澤英俊（多治見市）
 - 防火管理者協会会長賞 「放水」武市鈴夫（泉町）
- 入選10人 佳作12人